

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (係長級職員用⑤)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	地方出先機関が本省の会計担当部署から経理に関する監査を受ける場合、本省の監査をする職員にとって、地方出先機関の担当者は、利害関係者に該当する。	
2	職員が出張中、利害関係者から一方的にお歳暮が贈られ、家族の者が利害関係者からの贈り物と知らずに受領した場合、職員がその事実を知った後、速やかに当該物品をそのまま返送すれば、倫理規程の禁止行為には当たらないと解されている。	
3	民間企業から中途採用され、ある省で勤務している職員がおり、現在はかつて勤務していた民間企業とは利害関係のある業務に携わっている。当該職員は、以前勤務していた民間企業の社員と定期的に会合を持っているが、今般、当該職員が結婚することになり、そのお祝いの会をかつて勤務していた民間企業で現在利害関係者である者が主催で開催してくれることとなったが、当該職員が自己の飲食に要する費用を負担することなく、お祝いの会に出席することは一切認められない。	
4	海外のシンポジウムで講演をすることとなり、公務として出張するが、利害関係者である依頼者から、往復のビジネスクラスの航空機代を負担したい旨の申出があった、通常の公務出張であれば、エコノミークラス利用であるが、依頼者が厚意で用意してくれたものであることから、申出を受け入れた。相手方の申出を受け入れ、当該職員がビジネスクラスを利用した行為は、倫理規程の禁止行為には当たらない。	
5	職務として利害関係者の事業所を訪ねる際に、当該事業所は公共交通機関のない山間部にあることから、最寄り駅まで利害関係者の社用車で迎えに行くとの申出があった。この申出を受け入れ、社用車に乗る行為は、倫理規程の禁止行為には当たらない。	
6	利害関係者である企業の社長から意見交換も兼ねて、ゴルフの誘いがあったが、共にゴルフをした場合、現地集合・現地解散で、自己のプレイに要する費用を負担したとしても、倫理規程の禁止行為に該当する。	
7	利害関係者から金銭・物品の贈与や供応接待を受けることは禁止されているため、仕事で出席した会議において弁当の提供を受けることは、弁当の代金にかかわらず、主催者が利害関係者である場合は認められない。	
8	職場の同僚との忘年会の飲食費を、学生時代からの友人で、現在も親しくしている者が経営する企業に、「つけ回し」をしたが、その後直ぐに、当該企業に飲食費相当額を支払った。当該企業は利害関係者ではなく、また、友人とは私的な関係もあることから、直ちに倫理規程違反とはならない。	
9	利害関係者と割り勘で懇親会を行う予定であるが、自己の飲食に要する費用が5千円を超える場合は、倫理監督官への事前の届出が必要である。	
10	各府省等の通報窓口寄せられた通報者の氏名など個人を特定できる情報は、当該通報窓口限りにとどめられ、通報者本人の同意がない限り、倫理監督官や倫理審査会に伝わることはない。	